

第二十六条 指定児童発達支援事業者は、第二十七

七条第一項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

同ページ改正前欄中二行目は次のとおりの誤り。

第二十六条 指定児童発達支援事業者は、次条第一

項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

同ページ改正後欄中一三行目「従事者」は「従業者」の誤り。

二〇ページ改正後欄中一九行目「規定するもの」は「規定する肢体不自由」の誤り。

二六ページ改正後欄中終りから一六行目は次のとおりの誤り。

4・5 「略」

同ページ改正前欄中終りから一四行目は次のとおりの誤り。

2・3 「同上」

二七ページ改正後欄中二行目は次のとおりの誤り。

第二十二條 児童発達支援管理責任者は、前二條に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

「一・二 略」

同ページ改正前欄中三行目は次のとおりの誤り。

第二十二條 児童発達支援管理責任者は、前二條に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

「一・二 同上」

二八ページ改正後欄中一行目の次に次を加える。

(記録の整備)

第五十一條 「略」

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定入所支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

一 入所支援計画及び移行支援計画

「二 略」

同ページ改正前欄中九行目の次に次を加える。

(記録の整備)

第五十一條 「同上」

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定入所支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

一 入所支援計画

「二 略」

二九ページ改正後欄中一行目は次のとおりの誤り。

7・9 「略」

同ページ改正前欄中八行目は次のとおりの誤り。

6・8 「同上」

三四ページ終りから二行目「難聴児」は「重症心身障害児」の、「重症心身障害児」は「難聴児」の誤り。

ページ段 行 誤 正

令和五年十二月二十八日(号外第二百七十四号)公布農林水産省令第六十三号(デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令)

(原稿誤り)

一〇四 「第二十七をいう。」をいう。

令和五年三月二十八日(号外第六十二号)公布

経済産業省令第十一号(安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令)

(原稿誤り)

一八三上 「第五十二条非化石エネルギー」非化石エネルギー

二七七 「二様式、第三十二、様式第三十二

令和五年十二月十三日(号外第二百六十号)公布経済産業省令第五十六号(電気事業法施行規則及びガス事業法施行規則の一部を改正する省令)

(原稿誤り)

二一上 「終りから」

「二十二月十三日」

「十三日」

正 誤

令和六年一月二十五日(号外第十八号)公布内閣府令第五号(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令)

(原稿誤り)

四ページ終りから五行目「第二十一条の五の四第二項」は「同法第二十一条の五の四第二項」の誤り。

同ページ終りから三行目「第四十五条第二項」は「同法第四十五条第二項」の誤り。

五ページ四行目「規定の傍線を付した部分」は「規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分」の誤り。

同ページ改正後欄中三行目は次のとおりの誤り。

「第三章」削除

同ページ改正前欄中三行目は次のとおりの誤り。

「第三章」医療型児童発達支援

一〇ページ改正後欄中二行目は次のとおりの誤り。

「二 略」

「二 略」